

改正後	現行
<p>④ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第4の4、5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p> <p>① <u>保育所等訪問支援の提供時間について</u> 保育所等訪問支援の提供時間については、1の(3)を準用する。</p> <p>② 特別地域加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の注1の2の特別支援加算については、2の(4)の②を準用する。</p> <p>②の2 <u>訪問支援員特別加算の取扱い</u> <u>(一) 通所報酬告示第5の1の2の訪問支援員特別加算については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者、障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であって、訪問支援員特別加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)ごとに規定する一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援を行った</u></p>	<p>④ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第4の4、5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p> <p>① <u>訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の①を準用する。</u></p> <p>② 特別地域加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の注1の2の特別支援加算については、2の(4)の②を準用する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>場合に算定をするもの。</p> <p>【訪問支援員特別加算（Ⅰ）】</p> <p>以下の①若しくは②に規定する期間が10年以上の者又は③に規定する期間が5年以上の者</p> <p>【訪問支援員特別加算（Ⅱ）】</p> <p>以下の①若しくは②に規定する期間が5年以上の者又は③に規定する期間が3年以上の者</p> <p>① <u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</u></p> <p>② <u>児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</u></p> <p>③ <u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等（指定保育所等訪問支援の他、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む。）の業務に従事した期間</u></p> <p>(二) <u>本加算の算定に当たって、①、②又は③に規定する期</u></p>	

改正後	現行
<p><u>間が重複する場合は、重複する期間を除いた期間を基準とすること。なお、③の期間は、①又は②の期間に含めることが可能である。</u></p> <p><u>例：理学療法士の資格取得後8年間障害児通所支援事業に従事した者が、その間4年間指定保育所等訪問支援の業務に従事した場合、加算の算定に当たっては①を8年又は③を4年として取り扱う（計12年とはしない。また、8年から4年を除いて①を4年とはしない）。</u></p> <p><u>(三) 当該職員が実際に保育所等訪問支援を実施するに当たり、提供に要する時間を通じて滞在した場合に算定すること。</u></p> <p>③ 初回加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の<u>1の3</u>の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所</p>	<p>③ 初回加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の<u>1の2</u>の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所</p>

改正後	現行
<p>等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p><u>(三) 初回加算を算定する場合に、当該月について児童発達支援管理責任者の同行による多職種連携支援加算の算定はできないこと。この場合であっても、他の複数職種による多職種連携加算の算定は可能であること。</u></p> <p>④ <u>家族支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の4の家族支援加算については、2の(4)の②の2を準用する。</u> <u>なお、本加算が算定される相談援助については、指定保育所等訪問支援を実施した際にその一環としてなされる保護者への報告・共有とは区分して実施すること。</u></p> <p>④の2 <u>多職種連携支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の5の多職種連携支援加算については、2の(4)の②の4を準用する。</u></p> <p>④の3 <u>ケアニーズ対応加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の6のケアニーズ対応加算については、ケアニーズの高い障害児のインクルージョンを推進してい</u></p>	<p>等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p>(新設)</p> <p>④ <u>家庭連携加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</u> <u>なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>く観点から、指定保育所等訪問支援事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対し、保育所等訪問支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(一) 対象となる児童は以下のとおりである。</u></p> <p>ア <u>重症心身障害児</u></p> <p>イ <u>身体に重度の障害がある児童（１級・２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）</u></p> <p>ウ <u>重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）</u></p> <p>エ <u>精神に重度の障害がある児童（１級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）</u></p> <p>オ <u>医療的ケア児</u></p> <p><u>(二) 事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を１以上配置すること。なお、訪問支援員特別加算の対象となる職員が訪問支援を直接実施しなくても算定が可能であるが、この場合にあっては、当該職員が対象児童への支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行うこと。</u></p> <p>④の４ <u>強度行動障害児支援加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第５の１の７の強度行動障害児支援加算については、（４）の②の５を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>④の5 関係機関連携加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第5の1の8の関係機関連携加算については、訪問先の施設に加えて、障害児の状況等に応じて連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この④の5において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、会議を開催等して児童相談所等関係機関と情報連携を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(二) (一)の会議の開催等に留まらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</u></p> <p><u>(三) 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。</u></p> <p><u>(四) (一)の会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、児童相談所等関係機関と連携した支援の提供を進めること。その際、訪問先施設を含めた連携の取組となるよう努めること。</u></p> <p><u>(五) 本加算及び通所報酬告示第1の12のハ又は同告示第3の10の2のハについて、児童発達支援又は放課後等デイサービスとの多機能型事業所の場合、合わせて月1回の</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>算定を限度とする。</u></p> <p><u>また、当該多機能型事業所の場合であって、加算対象児童が個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては、本加算を算定しない。</u></p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の（1）の⑧を準用する。</p> <p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第5の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の（1）の⑩を準用する。</p> <p><u>（6） 主として難聴児経過的児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>主として難聴児経過的児童発達支援給付費について</u></p> <p><u>（一） 旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し行う指定児童発達支援については、令和9年3月31日までの間、主として難聴児経過的児童発達支援給付費を支給すること。</u></p> <p><u>なお、障害児の時間区分及び医療的ケア区分により、算定する単位が異なるが、当該取扱いは1の（3の2）及び（4の2）を参照すること。</u></p>	<p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の（1）の⑧を準用する。</p> <p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第5の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の（1）の⑩を準用する。</p> <p>（新設）</p>